

経営塾OB会
平成26年度
中部ワークショップ
産業廃棄物処理業
～適正価格と規制緩和～



メンバーリスト



氏名	会社名	卒業期
吉川 賢	(株)三共	第1期
伊藤 祐介	エス・エヌ・ケー・テクノ(株)	第6期
上田 和幸	(株)アクトリー	第1期
松岡 洋平	(株)アクトリー	第2期
川南 吉弘	(株)アクトリー	第10期
竹園 賢治	環境開発(株)	第1期
金子 仁哉	環境開発(株)	第5期
高山 盛司	環境開発(株)	第6期
野澤 悟	環境開発(株)	第7期
寺中 充明	環境開発(株)	第8期
竹井 満	環境開発(株)	第9期
本郷 一戒	環境開発(株)	第10期
松下 幸之助	(株)ビュ	第4期
喜多 和男	(株)北陸環境サービス	第6期
中川 初栄	(株)北陸環境サービス	第6期
谷崎 晃	(株)武生環境保全	第1期
加藤 恵子	(株)ミダック	第4期
鈴木 裕司	(株)太洋サービス	第5期
森下 大樹	(株)タイヨー	第3期
小島 孝信	(株)明輝クリーナー	第3期
山田 達也	(株)明輝クリーナー	第4期
飯田 宏之	(株)明輝クリーナー	第5期
江端 崇	(株)明輝クリーナー	第5期
鈴木 亮彦	(株)明輝クリーナー	第8期
中野 宇喬	(株)東伸サービス	第5期
山田 真生	(株)やまと商事	第9期
河野 嗣寿	加山興業(株)	第6期
佐々木 宏直	加山興業(株)	第8期
井関 康	(株)ケー・イー・シー	第9期
山本 慶輝	大興金属(株)	第9期
大塚 敬功	豊田ケミカルエンジニアリング(株)	第10期
平沼 伸基	(株)リバイブ	第10期

目次

- 1.産業廃棄物処理業の実際
- 2.産業廃棄物の適正価格
- 3.規制緩和例
- 4.中部ブロックからの提案



1.産業廃棄物処理業の実際

取り巻く環境の変化
定例化している法改正への対応
ニーズの変化
適正処理 ➡ 3R ➡ エネルギー化



年代	世の中の動き	政 策	対応施設	政策目的
～1950年代	・コレラの流行 ・急速な経済復興と人口の都市集中	・清掃法(1954)	最終処分場 焼却施設	公衆衛生 公害防止 適正処理 無害化 減容化 循環型社会 低炭素社会 再資源化 エネルギー回収 エネルギー供給
1960年代	・公害問題 (不適正処理)		乾燥機 炭化炉	
1970年代	・東京オリンピック ・公害国会 ・四大公害病	・廃掃法(1970) ・廃掃法改正(1976)	・排ガス処理の高度化	
1980年代	・バブル経済 ・東西冷戦終焉 ・経済グローバル化 ・ダイオキシン問題	・浄化槽法(1983) ・環境影響評価の実施について(1984) ・ダイオキシン類ガイドライン	・焼却温度の高温化 ・ダイオキシン除去装置 溶融炉	
1990年代	・循環型社会(エコタウン構想) ・地球環境サミット(1992) ・地球温暖化問題	・廃掃法改正(1991,1997) ・環境基本法(1995) ・容器包装リサイクル法(1995) ・家電リサイクル法(1998) ・環境影響評価法(1997) ・ダイオキシン特措法(1999)	・廃棄物の燃料化 ・リサイクル残さ処理 ごみ発電 焼成炉	
2000年～	・京都議定書(2000) ・循環型社会形成のための3Rの推進 ・産廃処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化 ・東日本大震災(2011)	・循環型社会形成推進基本法(2000) ・建設・食品・自動車リサイクル法(2000,2002) ・廃掃法改正(2000～2011) ・温暖化対策推進法(2002)	熱回収設備 熱供給設備	

1.産業廃棄物処理業の実際



厳しいニーズ

排出者

不当買取要求、リサイクル率、ダンピング要求

行政

マニフェスト、定期検査制度、排出者指導

CSR

不法投棄ボランティア、見学受入、町内清掃

1.産業廃棄物処理業の実際

ジレンマ・・・実態??

品質要求 → 高まる一方

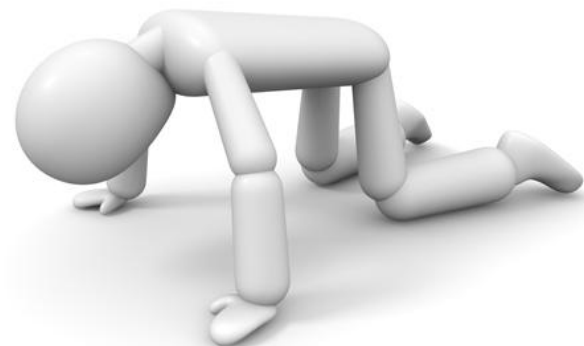
トレーサビリティー

法改正対応

CSR

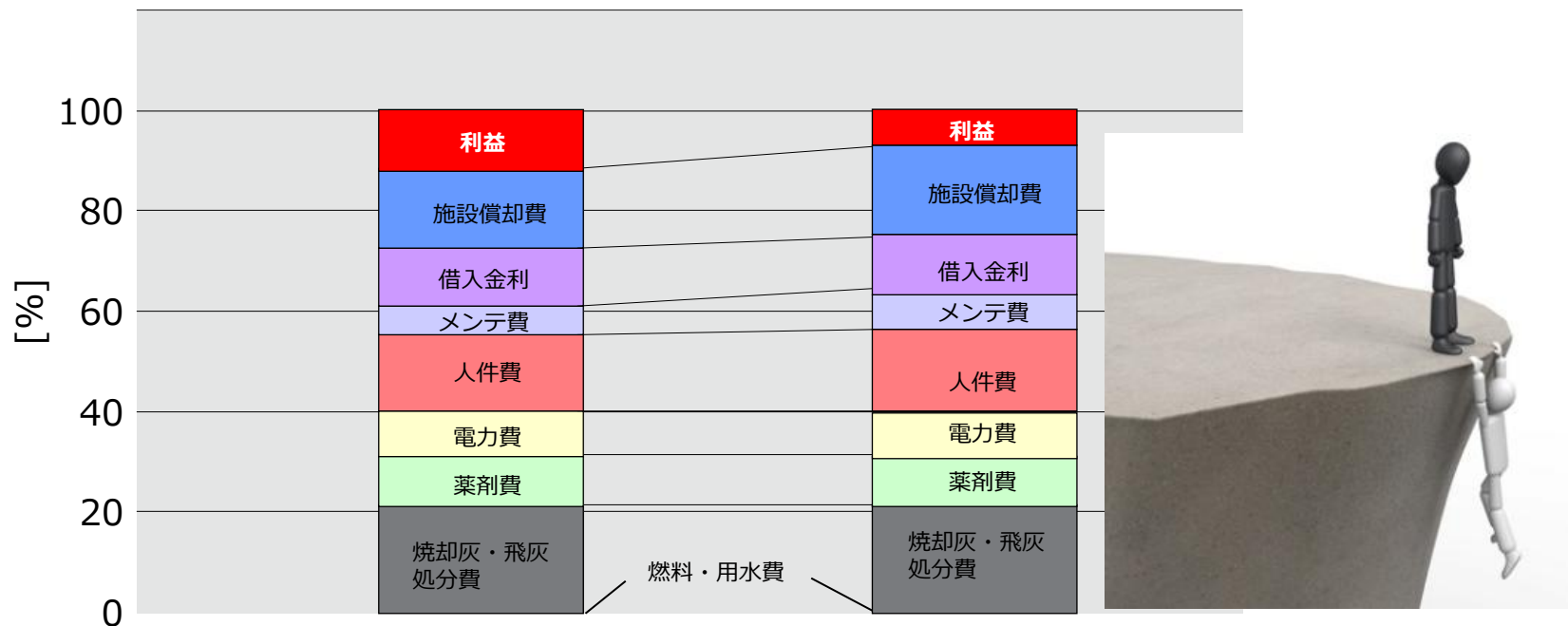
処理費用 → 値下げ要求は厳しくなる一方

無条件な価格要求



1.産業廃棄物処理業の実際

イメージよりも儲からない。(焼却事業のイメージ)



このままでは……既に倒産・廃業がでている。
未処理??廃棄物を発生させる一因となる。



事業継続には、適正価格が必要

2.産業廃棄物の適正価格

25循環第172号

平成25年4月15日

各 部 局 長
愛 知 県 議 会 事 務 局 長
愛 知 県 教 育 委 員 会 教 育 長
愛 知 県 各 種 行 政 委 員 (会) 事 務 局 長 殿
愛 知 県 企 業 庁 長
愛 知 県 病 院 事 業 庁 長
愛 知 県 警 察 本 部 長

愛知県環境部長

適正な対価による産業廃棄物処理委託の徹底について（通知）

事業活動に伴って発生する産業廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、排出事業者の責任において行うこととされており、産業廃棄物処理業者への委託により処理する場合には、法の委託基準に従い適正に処理することとされています。

排出事業者は、産業廃棄物処理業者による適正な処理を行うために適正な対価で産業廃棄物の処理を委託する必要があるが、排出事業者が適正な対価を負担していない場合に産業廃棄物の不適正な処理により生活環境保全上の支障が生じた場合等においては、排出事業者が法に基づく措置命令の対象となります。

平成25年3月29日付け環廃産発第1303299号により環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から通知された「行政処分の指針」では、「その地域における当該産業廃棄物の一般的な処理料金の半値程度又はそれを下回るような料金で処理委託を行っている排出事業者は、当該料金に合理性があることを排出事業者において示すことができない限りは、『適正対価を負担していないとき』に該当するものと解して差支えない」としています。

つきましては、産業廃棄物処理の委託にあたっては、当該通知に留意するよう、貴部局等内各課及び各かいへ周知してください。

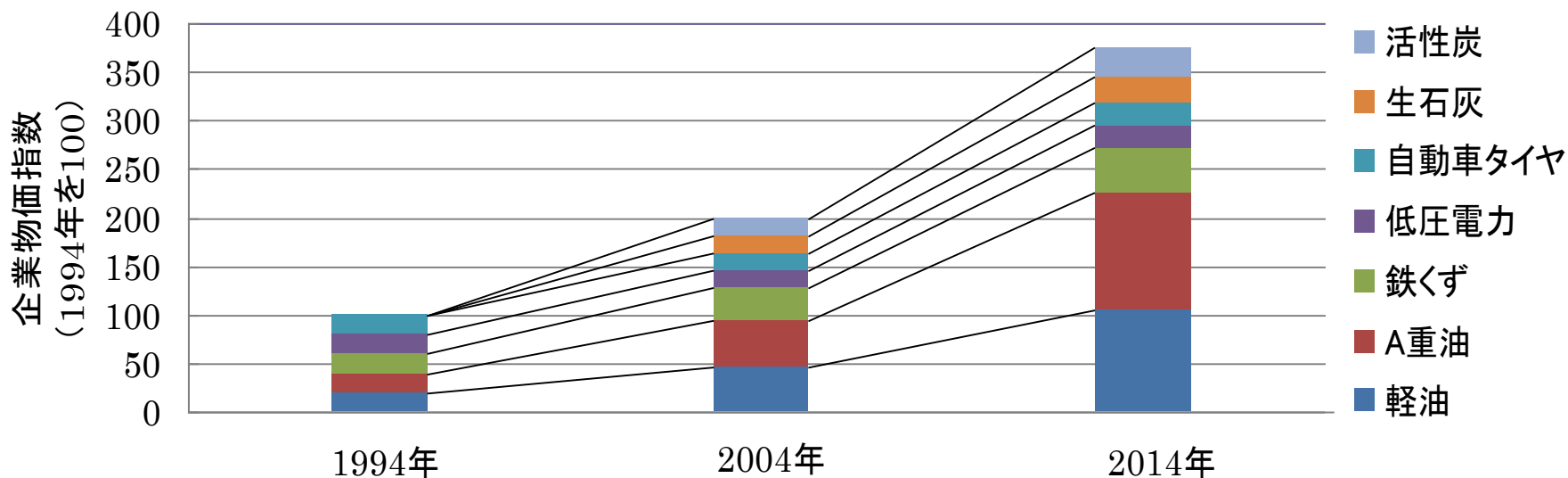
「行政処分の指針」<https://www.env.go.jp/hourei/add/k040.pdf>

一般的な処理料金の半値程度又は……「**適正対価**を負担していないとき」に該当するものと解して差し支えない。

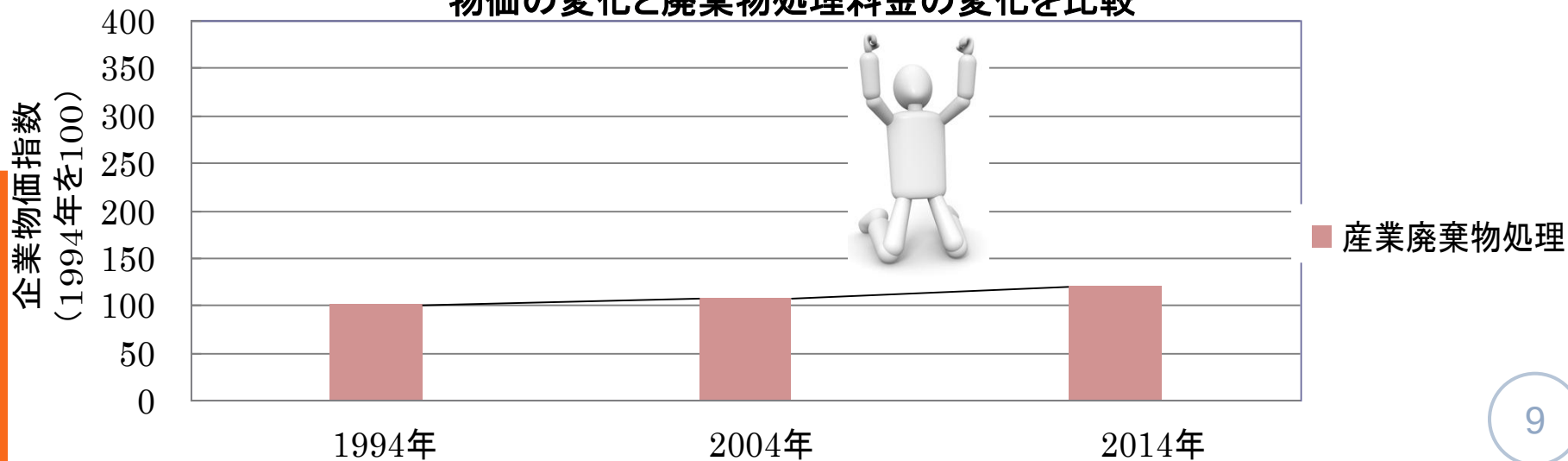


2.産業廃棄物の適正価格

企業物価指数の推移



物価の変化と廃棄物処理料金の変化を比較



2.産業廃棄物の適正価格

排出事業者は判断基準をもってほしい。

ひとくちに廃プラと言っても・・・

- ・RPF原料の場合

フロー : 受入(収入)→処理(支出)→販売(収入)

処理単価: 0～15¥/kg→安価

- ・RPF原料不適物の場合

フロー : 受入(収入)→処理(支出)→処分(支出)

処理単価: 20～30+ α ¥/kg→高価



処理方法によって適正価格は異なる。

2.産業廃棄物の適正価格

排出事業者は判断基準をもってほしい。

ひとくちに廃プラと言っても…

焼却の場合、

- ・廃プラに入って(混ざって)いる灰分によって価格は変動する。
投入量が一定でも燃え殻量が増える→処分費大
灰分多:燃え殻多い→処分費大→高価
灰分少:燃え殻少い→処分費少→安価
- ・廃プラに入って(混ざって)いる重金属によって価格は変動する。
投入量が一定でも燃え殻に含有される重金属量が増える
→処分費大と共に、溶出防止の薬剤費が掛かる。
重金属多:使用薬剤多い+処分費大→高価
重金属少:使用薬剤少い+処分費少→安価

廃棄物の物性によって適正価格は異なる。

2.産業廃棄物の適正価格

誤解される事例

一般廃棄物処理費

処理価格を一律にしている自治体もある。

仮に一律20¥/kgであっても、

実際は税金で補填されているケースが多い。

一律20¥/kg + α (税金補填) = 実際価格

産廃の廃プラを焼却処理する場合

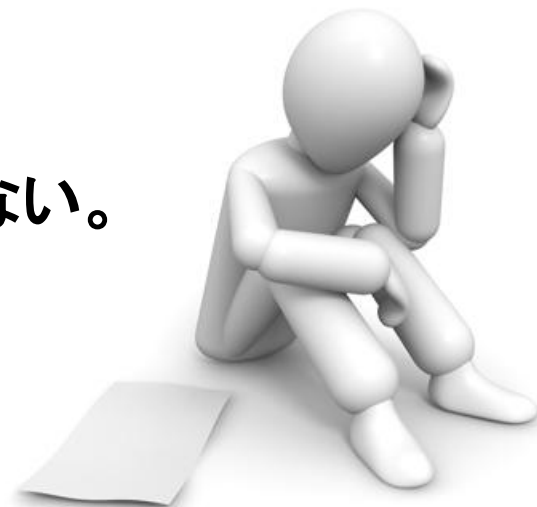
廃プラ 20～60¥/kg程度の範囲となる。

範囲が大きいですが、処理フローと物性によって価格が異なる。

2.産業廃棄物の適正価格

適正価格 民間企業のジレンマ

民間企業(処理業者)は、
金融機関からの信頼なくして営めない。
借入返済可能な利益構造が必須。
↑価格が必然的に決定される。



廃棄物処理業は、装置産業!!

↑求められる設備は高価

2.産業廃棄物の適正価格

廃棄物処理業は設備産業

規模別焼却設備概算価格

～50t/D ～20,000千円/t

～100t/D～15,000千円/t

発電すると

～100t/D 20,000～25,000千円/t

市場に求められる設備は高価!!

		人件費
人件費		メンテ費
メンテ費		施設償却費 借入返済金利
施設償却費 借入返済金利		焼却灰・飛灰 処分費
焼却灰・飛灰 処分費		
単純焼却		焼却発電



2.産業廃棄物の適正価格

価格破壊の悪い例

返済・償却終了した処理業者が安値受注する。
内部留保が出来ないため、次なる世代の投資が出来ず、
設備寿命で廃業に追い込まれる。永続不可能。



企業継続には、次なる設備投資への利益が必須。

利益確保ができなければ、
人材を含めたレベルアップは不可能。

継続の為の障害は排除・改善してほしい。

また、規制緩和によりコストダウンが実現できることもある。

3.規制緩和例



- ・再委託の緩和。優良事業者間の再委託は認める？等々。
- ・災害廃棄物の処理、処理許可 一廃、産廃、災害廃棄物のカテゴリーが良い。
- ・外国人の研修制度に処理業の業種指定がない。雇用不足の解消にならない。
- ・外国人派遣に信用が置けるか？ 産廃業はキツイ仕事なので敬遠される。
- ・肉体労働をする人材がそもそも居ない。安い人材を確保するのはもっと大変。
- ・関東に人材が流れてドライバーが居ない。外国人は標識が読めずドライバーに不向き。
- ・県外廃棄物の受入。搬入協議、事前協議を撤廃する。
- ・国の与信スタンダードは優良認定なので、提案緩和の主体事業者は優良認定取得業者に絡めて欲しい。
- ・日本産業廃棄物処理振興センターの修了書の取扱が各県個別手続きになっている。
- ・処理施設設置許可の簡素化・環境アセスの簡素化・全国統一化
- ・設備建設・更新・変更時の同意形成の簡素化
- ・実績報告書の統一ホームにするべき。
- ・機関委任事務→法定受託事務になっている。地方分権は正しいとなっている。
- ・廃棄物処理業者には「許可業者」という特権を与えているので、管理監督を行って当然との見解もある。

コストダウンに繋がる規制緩和を求める。

3.規制緩和例

例えば

- ・処理設備更新・増設手続きの簡素化

既存事業者でも、処理設備更新には3~8年程度を要する。

許認可にかかる費用は1億円にも達することもある。

設置時期に最新設備を導入する事ができない。

ビジネスチャンスを逃す。

各自治体の指導により地域格差が発生する。



設備更新・増設等は優良事業者には

緩和措置があっても良いのでは？

3.規制緩和例

規制緩和ではないが...

- ・地方行政の過剰指導を国が管理して欲しい。
「望ましい」等、法の解釈を一定化・統一化する必要あり？
解釈・行政判断によって、ビジネスチャンスを逃す。
行政判断によって、地域格差が拡大する。



引き続き

我々もコストダウンの努力は続けるべき。

4.中部ブロックからの提案

提案

- ・環境省・地方自治体にはPRを。
適正価格での契約を奨励してほしい。
優良事業者には規制緩和してほしい。
- ・排出事業者には理解を。
適正処理には適正価格がある。
廃棄物の物性と処理フローによって価格が変動する。
- ・処理業者には努力を。
引続きコストダウンの必要有。
顧客ニーズのキャッチアップに注力。





ご清聴



ありがとうございました

経営塾OB会 中部ブロック